

インクルーシブの窓



令和5年10月 富山県教育委員会県立学校課特別支援教育班

通級による指導について理解を深めましょう！



1 通級による指導とは？

通常の学級に在籍し、障害の特性に応じた支援が必要な児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で受ける指導形態です。

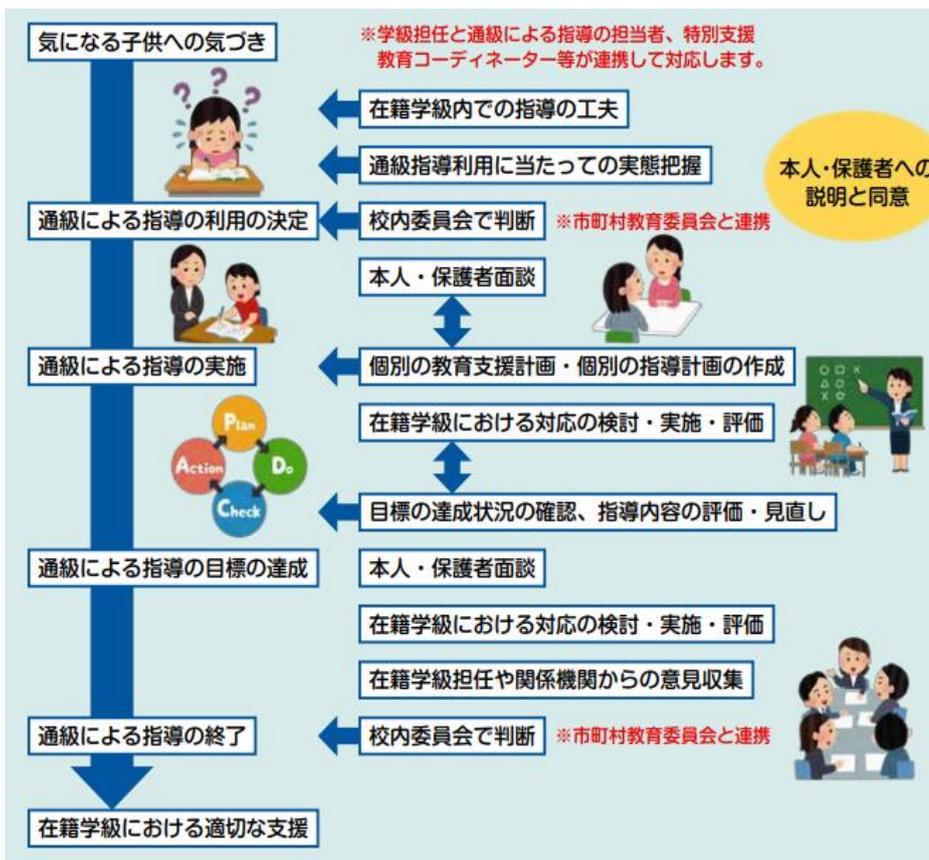
2 指導の対象は？

言語障害、自閉症、情緒障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、弱視、難聴、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者です。

3 指導の時数は？

年間 35 単位時間から 280 単位時間（週 1 から週 8 単位時間）、LD 及び ADHD の児童生徒は、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準としています。

4 通級による指導の利用決定から終了までの流れは？



平成 29 年改訂の学習指導要領では、通級による指導を受ける児童生徒については、この図にあるように、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を必ず作成することになっています。

各学校において、通級指導担当者と在籍学級担当者等との日常的な情報交換が行われ、指導の成果が教職員間で共有されることが期待されます。

<引用・参考>
リーフレット「知っておきたい 通級による指導」
(令和3年1月 富山県教育委員会)